
監査委員公表

那 監 公 表 第 3 号
平 成 25 年 5 月 15 日

那覇市監査委員	新 城 和 範
同	宮 里 善 博
同	喜 舎 場 盛 三
同	屋 良 栄 作

平成 24 年度後期定期監査の結果に対する措置について (公表)

平成 24 年度後期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成 24 年度定期監査 (後期) の結果に伴う措置状況について

総務部

○ 新庁舎建設室

指摘事項等

補助金の歳入調定について (注意事項)

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金は、平成 24 年 11 月 16 日に交付決定され、同年 11 月 21 日に当該通知を受理し、速やかに調定を行うべきところ同年 12 月 20 日に 11 月 21 日に遡って歳入調定を行っている。

補助金の歳入調定の遅れは、平成 22 年度後期定期監査において「注意事項」により指摘したところであるが改善されていない。

那覇市会計規則第 20 条「～その調査事項が適正であると認めたときは、直ちに予算科目別に調定をしなければならない。」の規定に基づき、適切な事務処理を行うよう改善されたい。

□ 注意事項に関する措置

今後は交付決定の通知の受理後、速やかに調定を行うように努めてまいります。

企画財務部

○ 情報政策課

指摘事項等

基幹系システムの利活用について（注意事項）

基幹系システムについては、平成 25 年 2 月 4 日に約 2 時間にわたって、全庁的なネットワーク障害が発生し、一部市民への証明書発行に支障が生じた。

また、関係各課から未充足機能要件に対する事業者の対応やオンラインでの処理速度が遅いなどの改善要望が出されている。

今後は、市民生活に影響が出ないようにネットワーク障害対策を万全におこなうとともに、関係各課の業務改善等の課題に対処されたい。

□ 注意事項に関する措置

平成 25 年 2 月 4 日に発生したネットワーク障害については、コンピュータネットワーク通信の送受信先を管理する機器の障害に起因するものであります。当該機器の一部部品の故障により動作が不安定となり、窓口等で使用されている個々のコンピュータのネットワーク通信が停止しました。その結果として 2 時間にわたり一部市民への証明書発行等に支障を生じさせたものであります。障害発生機器については、故障部品はもとよりその他の部品についても、交換を完了しております。

また、当該機器は、民間通信事業者が運用するコンピュータデータセンターに設置しておりますが、今後は平成 25 年度内設置を目途として、コンピュータネットワーク通信の送受信先を管理する同機能を持った機器を市役所庁舎内にも構築し、データセンター設置機器に障害が発生した場合でも速やかに機能を代替できるような対策をとって参ります。

次に、未充足機能要件について、現在は一部対応済みであることが確認されておりますが、未だ充足されていない部分については事業者へ解消に努めるよう働きかけ、早めに充足できるよう努めてまいります。

なお、オンラインの処理速度については、処理速度が遅くなっている要因を分析し、市民サービスが円滑に行えるよう努めて参ります。

○ 資産税課

指摘事項等

(1) 手数料の払い込みについて（注意事項）

窓口において収納した証明手数料（1 万 400 円）、図面交付手数料（6,600 円）及び航空写真交付手数料（4,000 円）が、翌日までに指定金融機関へ振り込まれず、収納してから 4 日後に振り込まれていた。

那覇市会計規則第 27 条における現金は、収納した日の翌日までに振り込まなければならないとの規定を遵守されたい。

□ 注意事項に関する措置

現在、現金の取り扱いについては担当職員が不在でも事務処理が滞ることがないように複数名で処理できる体制にしております。

今後は、このようなことがないように法令等を遵守し、適切な処理を行ってまいります。

(2) 資金前渡の清算について (注意事項)

資金前渡された固定資産税事務地方研修会出席負担金が、支払日から 11 日後に清算されていた。

那覇市会計規則第 57 条における資金前渡金は、支払が終了した日から 7 日以内に清算しなければならないとの規定を遵守されたい。

□ 注意事項に関する措置

今後このようなことがないように、法令を遵守し迅速な事務処理に努めてまいります。

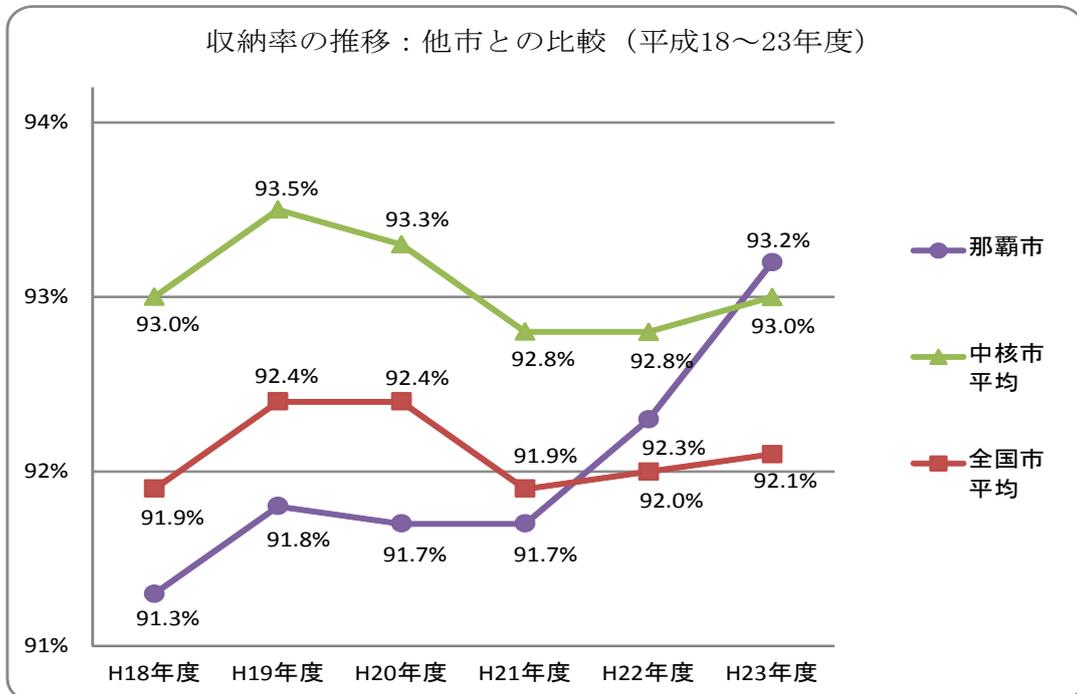
○ 納税課

指摘事項等

市税の収納率について (要望事項)

平成 23 年度決算における市税の収納率 (調定額に対する収入額の割合) は、93.2%となっており、平成 20 年度決算の 91.7%と比較して 3 年間で 1.5 ポイント高くなっている。また、今年度の収納率についても、平成 25 年 1 月末現在で 78.4%となっており、対前年度同時期と比較して 1.0 ポイント高くなっている。

収納率が向上したのは、平成 20 年度に納税催告センターを設置したことに加え、その後の組織改正、職員サポート体制の確立など対策を講じたことが主な要因と思われる。今後とも、一層の収納率向上に努められたい。



※平成 23 年度の中核市平均、全国市平均は見込額。

要望事項に関する措置

滞納繰越分収入未済額のより一層の圧縮のため、課全体・全職員の収納意識及び徴収技術の向上をさらに図り、徴収強化に努めます。

健康福祉部

○ 福祉政策課

指摘事項等

民生委員児童委員の確保について（要望事項）

那覇市民生委員児童委員は、定数 459 名に対し現在 396 名が委員として委嘱されている。民生委員児童委員は、地域に暮らす市民の良き相談相手となり、高齢者の孤独死や児童虐待、配偶者等からの暴力といった各種の問題に対して、地域住民や社会福祉協議会等と連携を図りながら、その解決に向けた中心的な役割を果たしている。

平成 22 年度後期定期監査でも委員の欠員解消を指摘したところであるが、平成 22 年度の欠員 57 名から平成 24 年度は 63 名と欠員数が増加している。

今後、民生委員児童委員連絡協議会等と十分な連携を図り委員の確保にさらに努められたい。

 要望事項に関する措置

民生委員児童委員のこれまでの活動についての広報を強化することにより、当該委員の活動意欲を高め、委員離れを抑制するとともに、民生委員推薦準備会をはじめ、関係団体とこれまで以上に連携し、新たな候補者の発掘につながるよう、欠員の改善に努めてまいります。

○ ちゃーがんじゅう課

指摘事項等

ふれあいコール事業の執行率について（要望事項）

ふれあいコール事業は、一人暮らしの閉じこもりがちな高齢者宅へ定期的に電話をかけ、安否確認を行なうとともに、心と心のふれあいの提供を目的とするものである。また、緊急時に備えて見守り支援を行うことを目指している。

しかしながら、昨年度決算においても執行率（60.0%）が低く、また、現状ではわずかながら減少傾向にある。今後、事業効果を高められるよう、執行率向上に努められたい。

 要望事項に関する措置

必要な方が必要な支援を受けられるよう 12 箇所の地域包括支援センターにより、地域に潜在する利用者の把握に努めることで執行率の向上を図り、事業効果を高めるよう努めてまいります。

○ 保護管理課・保護第一課・保護第二課 (合同)

指摘事項等

生活保護費の過大・過少支給について (是正事項)

平成 20 年 12 月から平成 23 年 7 月までの間に発生した職員 2 名の事務懈怠による過大 (41 世帯・約 1,352 万円)・過小 (26 世帯・約 377 万円) 支給については、那覇市の生活保護行政に対する市民の信頼を損ないかねない重大な問題である。

速やかに当該問題に対処するとともに、今後、このような事態が発生しないよう保護制度の適切な運用に努め、事務処理チェック体制のさらなる強化を図られたい。

□ 是正事項に関する措置

今回の事務懈怠により過大支給された分につきましては、対象となる被保護世帯に謝罪し、返還についてご理解いただいた上で返還決定処理を行いました。過小支給分につきましては、現在、沖縄県を通して厚生労働省に調整中であり、調整でき次第、速やかに対応していく所存です。

今後はこのような事態が発生しないよう、管理監督者は、個々の現業員に事務の懈怠がないか注意を向け、適宜適切な指導、助言を行うとともに、訪問管理台帳、就労・求職者管理台帳等により業務の進行管理をよりこまめに行う等、事務処理状況を組織的にチェックする体制を強化し、再発防止に取り組んでまいります。

(健康保険局)

○ 国保長寿医療課

国民健康保険税等の未収金について (要望事項)

一般被保険者国民健康保険税 (医療費給付分) 現年課税分 (滞納繰越分含む。) の平成 24 年 11 月 30 日現在の未収金は、納期未到来分を含め 44 億 2,373 万 2,597 円となっている。未収金対策については、収納体制の充実・強化、保険税・賦課事務の適正化、口座振替の促進、特別滞納整理指導員 (非常勤) の設置、電話督促・催告書送付、滞納整理班の設置、国民健康保険制度の広報等により収入率向上に取り組んできている。

また、平成 23 年度国民健康保険事業特別会計の収支差額が赤字のため、平成 24 年度の繰上充用額は、31 億 5,915 万 9,795 円となっている。平成 22 年度 18 億 4,169 万 3,367 円、平成 23 年度 20 億 8,562 万 2,872 円となっており、近年、繰上充用額は拡大の一途である。これは、本市の財政状況悪化への要因となり、その影響が懸念される場所である。

未収金額は、この 3 年間、減少傾向にあり、当局の未収金対策の効果が感じられるところであるが、国民健康保険税等の未収金は、未だ多額であり更なる効果的な未収対策に努められたい。

国民健康保険税 (医療費給付分) 収入状況 (平成 24 年 11 月 30 日現在)

(単位: 千円、%)

区 分		調定額	収入済額	収入未済額	収入率
平成 24 年度	現年課税分	5,028,231	2,647,911	2,380,320	52.7
	滞納繰越分	2,162,061	118,649	2,043,411	5.5
	計	7,190,292	2,766,560	4,423,731	38.5
平成 22 年度	現年課税分	5,155,964	2,655,343	2,500,621	51.5
	滞納繰越分	2,279,115	101,476	2,177,639	4.5
	計	7,435,079	2,756,819	4,678,260	37.1
比較	増減額	△244,787	9,741	△254,529	
	増減率	△3.3	0.4	△5.4	

※収入未済額は、納期末到来分を含む。又、還付未済額を含まず。

□ 要望事項に関する措置

収納率の向上を目指して、引き続き努めているところです。1月の新庁舎への移転を機に、窓口対応の改善を図る目的で、窓口案内システムを導入しました。これにより窓口の混み具合、順番等が判り易くなり、窓口での混乱の抑制に効果を発揮しています。3月には土曜日、日曜日及び休日においても窓口を開設し、平日にはご来庁いただくのが難しい方にも納税相談の機会を持っていただけるよう業務時間を拡大して対応しております。

また、納期限内に納付いただいている大半の納税者の皆さんとの公平性を確保するため、保険税の滞納に対しては差押等の滞納処分を行っているところですが、更に新たな取組として、文書や電話などによる再三の納付催告にも応じない滞納者を対象として、自動車やバイクの『タイヤロック (車輪止め)』を実施することといたしました。このことは、3月発行の『なは市民の友』の折り込み紙面として市内の全世帯に配布される『国保NEWS』の第1面のトップ記事に取り上げ、市民の皆様向けの広報にも努めているところです。

○ 特定健診課

特定健康診査事業について (要望事項)

特定健康診査事業は、国民健康保険加入者(40歳～74歳)を対象に受診率65%を目標(国指定)に実施している。本市の受診率は、平成21年度31.5%、平成22年度34.8%、平成23年度35.8%(沖縄県の平均受診率35.8%)と増加傾向にある。

受診率の向上を図るための取り組みとしては、個別訪問(健康相談員)、電話による受診勧奨、戸別訪問事業等を行ってきており、今年度は受診率36.8%を予定している。また、新たな受診率向上の取り組みとして、催告センターを活用した受診案内や、那覇市医師会等に当該受診対象者が来院時に特定健診受診の勧奨を行う業務委託、民間事業所からの健康診断情報の取得等を予定している。

今後とも創意工夫を凝らした広報・啓発等を展開し、より一層受診率向上に努められたい。

□ 要望事項に関する措置

今後も引き続き健康相談員による個別訪問や自治会・民生委員等による戸別訪問、電話やハガキによる受診勧奨、市役所庁舎等でのまちかど健診を実施する予定であり、さらに平成 25 年度からは未受診者への勧奨だけではなく、既受診者に対し、健診結果をわかりやすく解説した通知文を発送しリピーター率の向上をめざすことを検討しており、さらなる受診率の向上に取り組んでいきます。